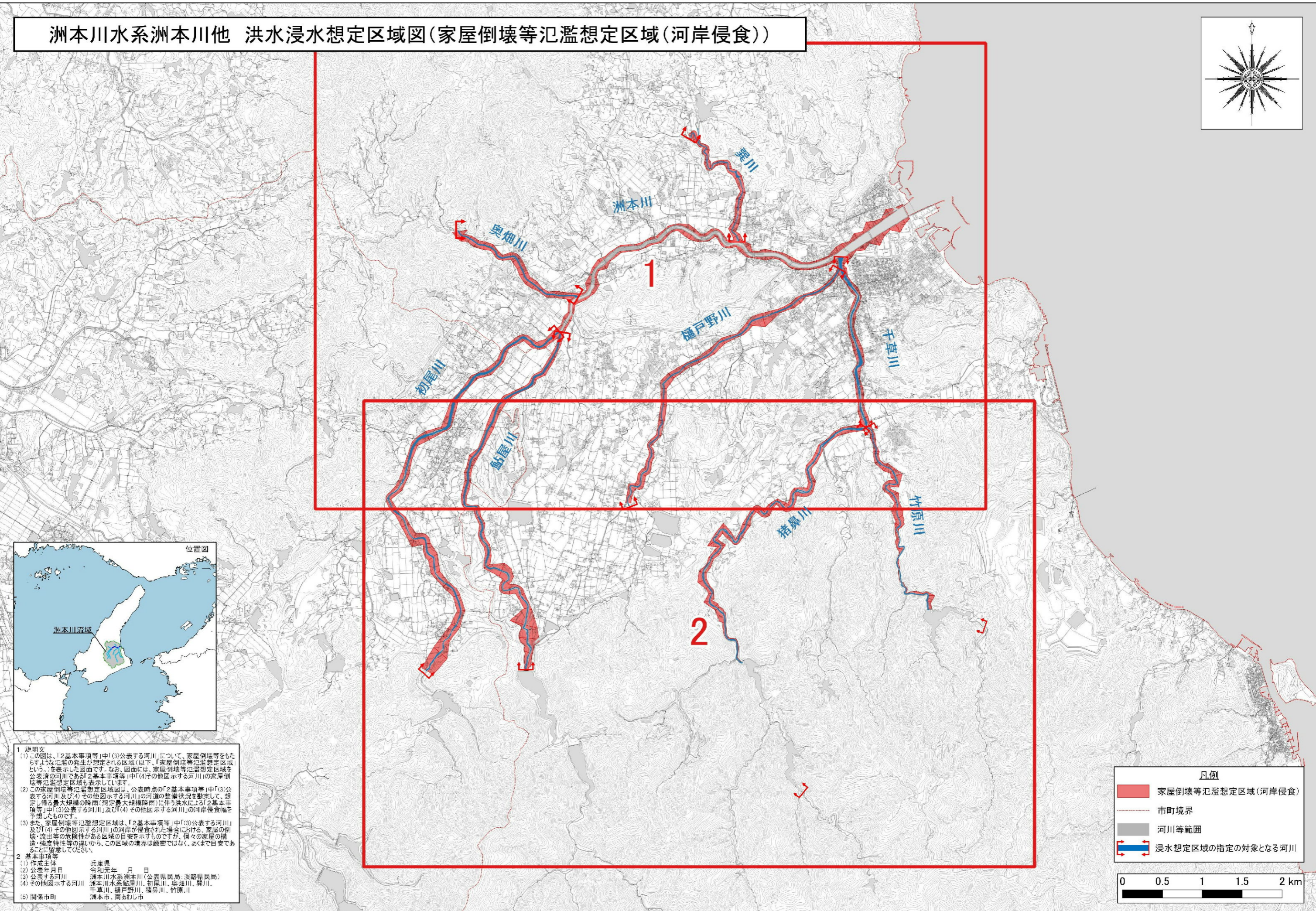
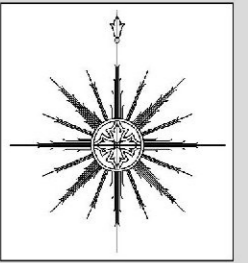


洲本川水系洲本川他 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その地区示す河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食等を予想したものです。

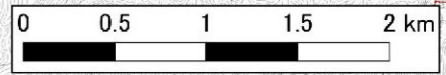
(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度等の特徴により、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 洲本川水系洲本川(公表県民局:淡路県民局)
 (4) その他図示する河川 洲本川水系初尾川、初尾川、奥畑川、築川、千草川、権野川、猪鼻川、竹原川
 (5) 関係市町 洲本市、南あわじ市

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



洲本川水系洲本川他 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))_1/2

1 説明文

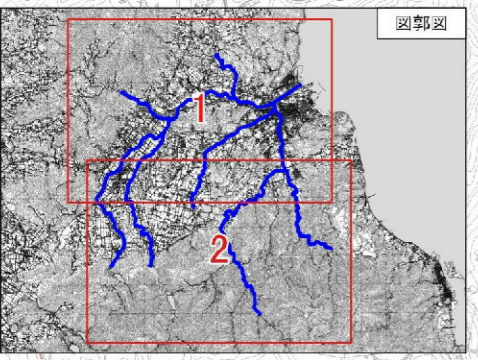
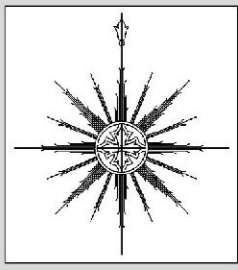
(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をたもたすおそれのある浸水の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を基として、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食等を予測したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものであり、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

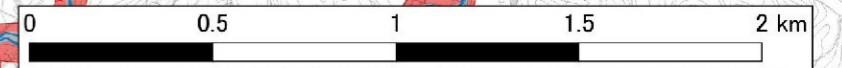
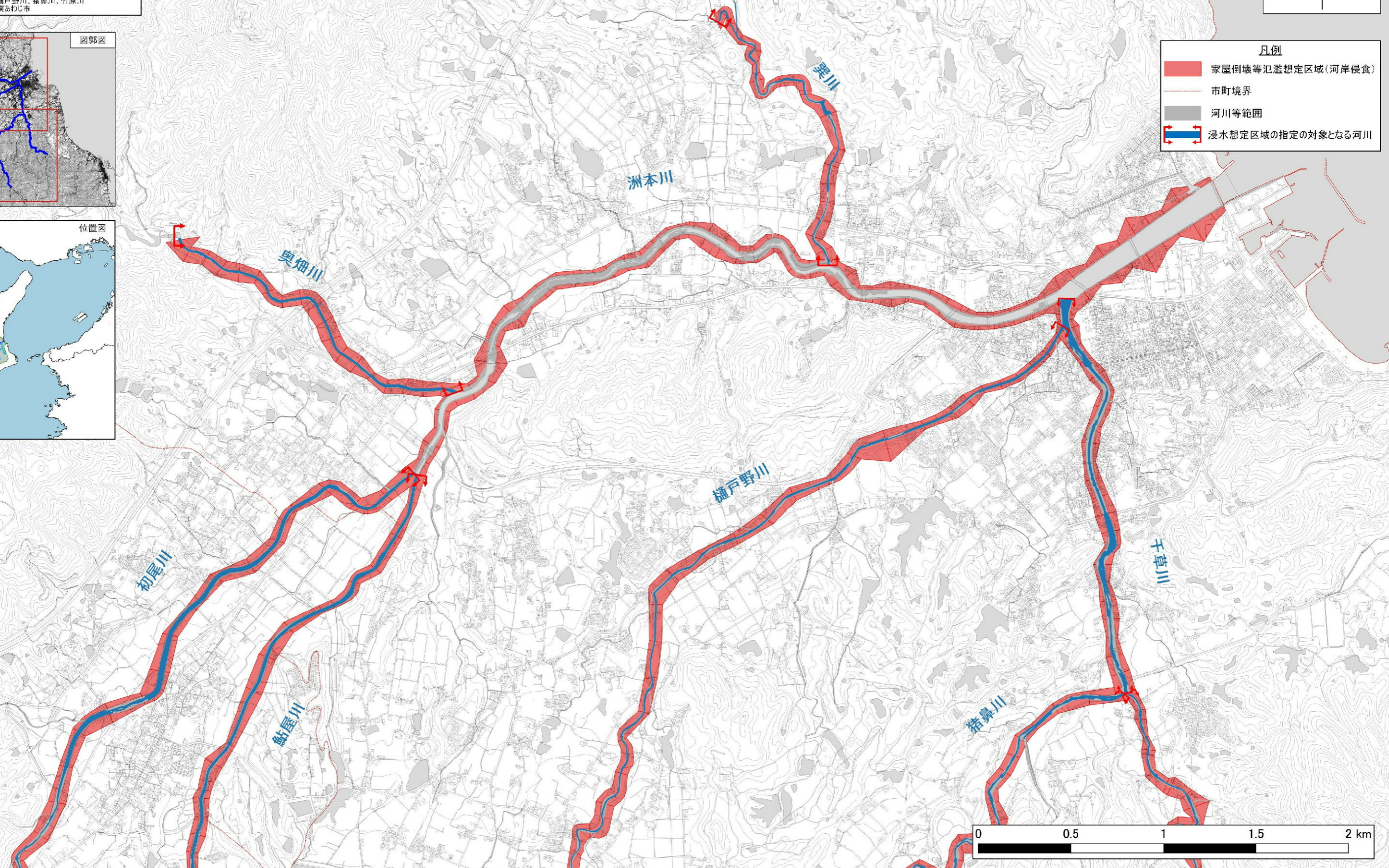
2 基本事項等

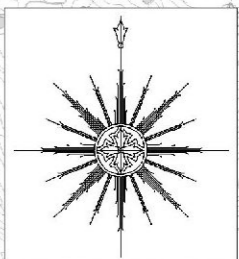
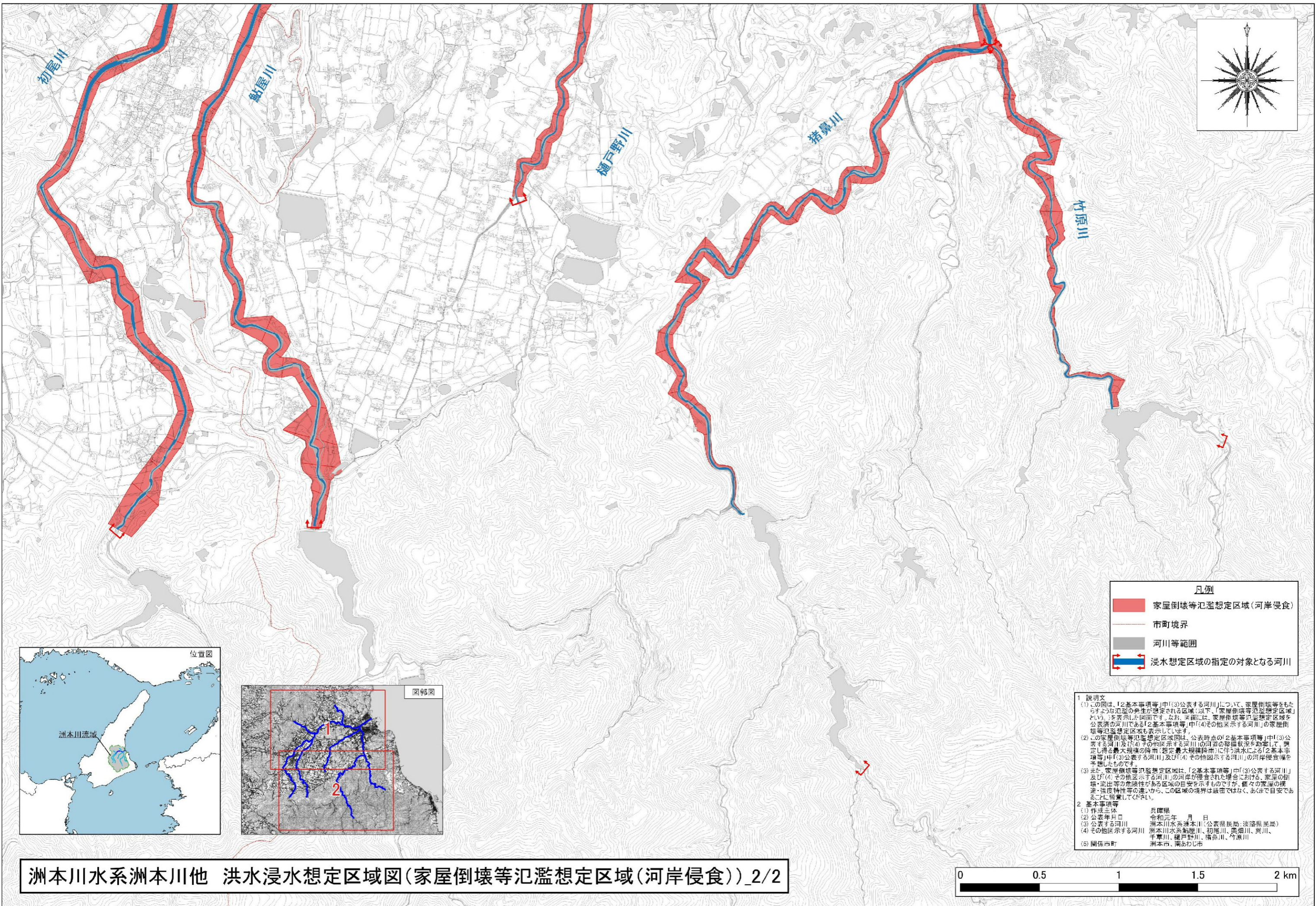
(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日
 (3) 公表する河川 洲本川水系洲本川(公表県民局:淡路県民局)
 洲本川水系船津川、初尾川、奥畑川、美川、千草川、樋野野川、猪鼻川、竹原川
 (4) その他図示する河川 洲本市、南あわじ市



凡例

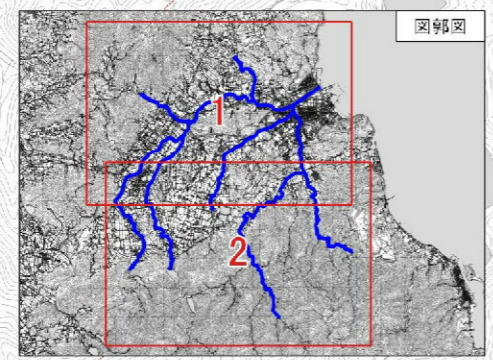
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川





凡例

	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	市町境界
	河川等範囲
	浸水想定区域の指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といいます)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他区示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

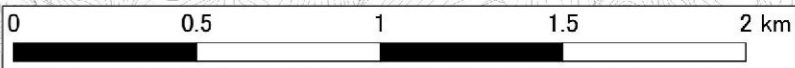
(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他区示する河川」の河道の移転状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他区示する河川」の河岸侵食等を考慮したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他区示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体	兵庫県
(2) 公表年月日	令和元年 月 日
(3) 公表する河川	洲本川水系洲本川(公表県民局:淡路県民局)
(4) その他区示する河川	洲本川水系駒屋川、初尾川、奥畑川、興川、千貫川、横戸野川、猪鼻川、竹原川
(5) 関係市町	洲本市、南あわじ市

洲本川水系洲本川他 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))_2/2



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第352号)

※A1出力時: 1/10000, A3出力時: 1/20000